

MA2013-11

# 船舶事故調査報告書

本報告書は、平成25年11月29日に公表した報告書を、  
平成25年12月9日に公表した正誤表により訂正したものです。

平成25年11月29日

## 船舶事故調査報告書

平成25年10月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年4月5日（金） 12時48分ごろ
発生場所	新潟県上越市鳥ヶ首岬 <sup>とりがくび</sup> 西北西方沖 鳥ヶ首岬灯台から真方位302° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯37° 11.2′ 東経138° 03.9′）
事故調査の経過	平成25年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第二金栄丸 <sup>きんえい</sup> 、7.9トン 220-23303新潟、個人所有 13.76m（Lr）×3.18m×1.45m、FRP ディーゼル機関、405.00kW、平成6年8月23日 B プレジャーモーターボート トライデント <sup>トライデント</sup> -II、5トン未満 220-20106新潟、個人所有 6.10m（Lr）×2.13m×1.06m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.2kW、平成11年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月23日 免許証交付日 平成21年8月28日 （平成27年3月21日まで有効） 甲板員A 男性 40歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年7月27日 免許証交付日 平成24年10月23日 （平成29年10月22日まで有効） B 船長B 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成7年7月7日 免許証交付日 平成21年11月16日 （平成27年7月6日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 死亡 1人（船長B）、重傷 1人（同乗者B <sub>2</sub> ）、軽傷 1人（同乗者B <sub>1</sub> ）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船側外板に破口、亀裂、擦過傷等
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが2人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、平成25年4月5日05時30分ごろ鳥ヶ首岬西北西方沖で船首を北東方に向けて漂泊し、左舷側に5人及び右舷側に6人の釣り客がそれぞれ並んでクーラーボックスに腰を掛けて釣りを始めた。</p> <p>船長Aは、10時ごろ甲板員Aと操船を交替し、釣り客の手伝いを行った。</p> <p>甲板員Aは、GPSプロッターを見ながら、A船が北東に約20～30分間流されれば、釣り客に釣り糸を引き上げさせ、機関を前進にかけて潮上りをして釣り始めた場所に戻り、船首を北東に向けて機関を中立として流し釣りを再開し、その後も潮上りを繰り返していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故前、潮上りを終えて漂泊中、B船が、A船の左舷側を通過し、A船の後方約50mで漂泊した様子を数回見ている。</p> <p>甲板員Aは、潮上りを行うため、釣り客に釣り糸を引き上げるように指示したのち、操舵室から乗り出して周囲を見渡し、A船の近くに他船を見掛けなかったため、左舷方に他船はいないものと思い、また、船尾方を見たが、B船は見えなかった。</p> <p>甲板員Aは、操舵室の操縦席に腰を掛け、機関を前進に入れ、機関の回転数毎分（rpm）を500～600とし、左舵一杯にした。</p> <p>甲板員Aは、反転して釣りを始めた場所に向ける南西に針路を定め、機関を約5～6ノット（kn）の対地速力となる約800rpmに上げたところ、鳥ヶ首岬灯台から真方位302° 1.8M付近において、「ドン」という音を聞き、何かに当たったと思い、機関を中立とし、船首部に移動して船首方を見たところ、転覆したB船を認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、12時00分ごろから鳥ヶ首岬西北西方沖で機関を中立として船首を西方に向けて漂泊し、左舷側で船長B及び同乗者（以下「同乗者B<sub>1</sub>」という。）が、右舷側でもう1人の同乗者（以下「同乗者B<sub>2</sub>」という。）がそれぞれ釣りを行った。</p> <p>船長Bは、B船が潮に約15～20分間流されれば、海中に垂らした糸が斜めに延びるので、機関を前進にかけて釣り始めた場所に戻り、機関を中立としていた。</p> <p>B船は、鳥ヶ首岬西北西方沖で漂泊してから、潮流の影響によって東寄りに流され、潮上りを約3回行った。</p> <p>同乗者B<sub>2</sub>は、12時48分ごろ、左舷側で釣りを行っていた船長Bの「危ない、ぶつかる」との叫ぶ声を聞き、右向きに右舷船尾方を</p>

	<p>振り返った際、約10mに接近しているA船を認め、船長B及び同乗者2人がA船に向かって大声で叫んだものの、A船の船首部とB船の右舷船尾が衝突した。</p> <p>B船は、衝突によって転覆し、同乗者B<sub>1</sub>は船内から出たが、同乗者B<sub>2</sub>は、船内の海面で救命胴衣によって浮いており、船内の海面で漂っている船長Bを見付けて身体を揺すったが、動かなかつたので、船長Bを船外に押し出し、船外へ出た。</p> <p>A船は、船長B及び同乗者B<sub>2</sub>を救助したのち、甲板員A及び釣り客2人が、船長Bに人工呼吸及び心臓マッサージを施し、寒さで震えていた同乗者B<sub>2</sub>には衣服を掛け、甲板員Aから海上保安庁に連絡するように依頼された釣り客が、12時52分ごろ携帯電話で118番へ連絡した。</p> <p>同乗者B<sub>1</sub>は、付近にいたA船の僚船に救助され、A船と共に新潟県上越市名立漁港<sup>なだち</sup>に向かった。</p> <p>船長B及び同乗者2人は、名立漁港において、救急車によって病院へ搬送されたのち、船長Bは、6日00時53分死亡が確認されて溺水による蘇生後心筋障害と検案され、同乗者B<sub>2</sub>は、肺炎、溺水及び低体温症と診断された。同乗者B<sub>1</sub>は、その後、頭部及び腹部に痛みを感じ、別の病院で受診した。</p> <p>B船は、巡視艇にえい航されて上越市直江津港に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時、海水温度 約10℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、操舵室が中央にあつて上甲板より1段高くなつており、船首部の海面からの高さは、約2mであつた。</p> <p>甲板員Aは、通常約12knで航行し、それ以下の速力で航行しても、船首の浮上は生じず、操舵室の操縦席で操船をしても見張りに支障はなかつた。</p> <p>釣り客は、本事故当時、次の釣りの準備をしていた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、操舵室右舷側の入口に右舷方を向いて腰を掛けていたが、叫び声を聞き、立ち上がつて右舷に近寄つて死角となる船首方を見たところ、B船が左舷側に転覆する様子を認めた。</p> <p>B船は、中央より船首側に操舵室が設けられ、海面から操舵室の天井までの高さが約1.4mであり、その上部にはGPSアンテナ及び灯火のマストなどがあつた。</p> <p>同乗者B<sub>2</sub>は、本事故前、付近の海域にA船ほか約3隻の船舶が漂泊していたことを認めていた。</p> <p>A船の釣り客及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長B、船長A及び甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかつた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、体調不良を訴えていなかつた。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、鳥ヶ首岬西北西方沖で漂流中、甲板員Aが、A船を発進させる際、左舷方に他船はいないものと思い、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方で漂流中のB船に気付かず、左舵一杯で反転し、南西進したところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鳥ヶ首岬西北西方沖で漂流して釣り中、船長Bが、左舷側で釣りをを行い、A船が右舷船尾へ約10mに接近して気付いたことから、A船と衝突した可能性があると考えられるが、A船が約10mに接近して気付くこととなった状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、溺水による蘇生後心筋障害であった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、鳥ヶ首岬西北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂流して釣り中、甲板員Aが、漂流中のA船を発進させる際、左舷方に他船はいないものと思い、左舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船が右舷船尾へ約10mに接近して気付いたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発進する際、他船を見落とすことのないよう、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・釣りをを行う場合、釣りによって見張りが妨げられないように注意すること。</li> <li>・救命胴衣の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> </ul>